



相模原市 都市建設局
まちづくり計画部 都市交通計画課
〒229-8611 神奈川県相模原市中央2丁目11番15号
TEL.042-769-8249 (直通) FAX.042-754-8490
ホームページ <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>

くわしくは「コミュニティバス導入の手引き」をご覧ください。「導入の手引き」は都市交通計画課で配布しています。
また相模原市ホームページからダウンロードすることもできます。

みんなで育てるコミュニティバス

—コミュニティバス導入の手引き 概要版—



相模原市



コミュニティバスは「地域」「行政」「事業者」の協働で実現できます。



市では市内の交通不便地区※1における移動制約者※2の生活交通の確保を図るため、コミュニティバスの導入検討を行っています。

コミュニティバスは民間事業者により運行されるバス路線網を補完し、公共交通を必要とする度合いが高い高齢者等移動制約者の生活交通を確保するために運行を行うものです。

また、コミュニティバスは本当に必要とされ、利用される地域に運行しないと、「空気を運ぶバス」になり、運行を継続することができなくなってしまいます。そのため、「みんなでバスを利用するので、バスを運行したい」と考える地域に対して、導入及び運行を支援する仕組みを作りました。

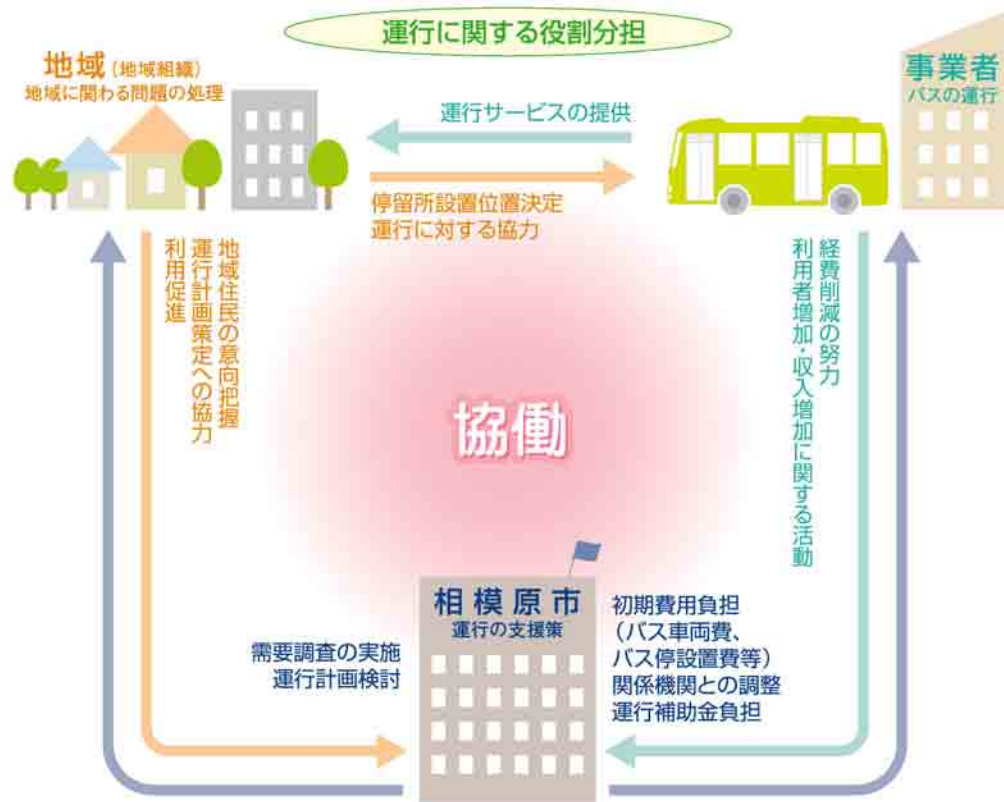
この仕組みに基づき、「地域」「行政」「事業者」の3者がそれぞれの役割を担い、協働による運行を実現することで、地域のニーズに合致した利用しやすいコミュニティバスを運行することができます。

※1 交通不便地区

「市街化区域」又は「区域区分が定められていない都市計画区域のうち、用途地域の指定がある区域」において、鉄道駅から1,000m以上離れ、かつ、バス停留所から300m以上離れた地区。

※2 移動制約者

高齢者や自動車を利用できない方など、公共交通以外に移動手段がない方のこと。なお、コミュニティバスは、バス停まで自力でいける人を対象とし、福祉目的の戸口輸送(ドア・トゥー・ドアのサービス)を必要とする人は対象に含まれません。



導入の条件

コミュニティバスは、市内に点在する交通不便地区において、高齢者など移動制約者の日頃の移動手段を確保するためのものです。

対象となる地区において、次の導入要件を満たした場合に運行を行うもので、地域の問題をよく知る地域の皆様を中心となって、地域の実情にあったバスの検討を行います。

コミュニティバス 導入条件① 地域住民による地域組織の形成

〈地域住民とは?〉

導入対象となる交通不便地区に居住する住民およびその地区内で営業する企業・商店等の関係者をいいます。

〈地域組織とは?〉

事業を円滑に推進するために地域住民で組織された団体。地域の自治会との連携がとれ、地域住民の代表として活動できる団体であり、組織の代表者が選任されていることが要件となります。

コミュニティバス 導入条件② 「運行経路の考え方」に整合した経路の設定

〈運行経路の考え方〉

- 交通不便地区と最寄りの鉄道駅又はバスターミナル(ターミナルに準じる施設)を結ぶ。
- 既存バス路線との競合は避ける。
- 定時性確保のため、全長10km、1行程45分以内とする。(運行の効率性や経費を考えると25分以内が望ましい)
- ※運行経路の近隣に商業施設、病院、公共施設等がある場合は迂回を検討。

コミュニティバス 導入条件③ 「運行基準」に整合し、実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす見込みのある運行計画の策定

〈運行基準(サービス内容)〉

- 運行間隔: 毎時1本(午前8時台~午後6時台)
 - 運行形態: 定時定路線
 - 運賃: 近隣の路線バス運賃と同等(割引サービス等も適用する)
 - バス停間隔: 原則として200m間隔
 - 運行形態: 通常の路線バスのように、決められた運行経路を決められた時間に運行する路線
 - 車両: バリアフリー化されたバス
- ※設置位置は、道路状況・土地利用状況・住民意向等を考慮して決定

〈運行継続条件〉

「1便当たり輸送人員が10人以上であること」かつ「運賃収入が車両償却費等を除いた経常費用の50%以上であること」



導入検討の流れ

※地域の皆様には白抜き数字で書かれた項目を行っていただきます。

